

岐阜県教育委員会関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第三十五号）新旧対照表

(新)

第一条から第六条まで 略

附 則 略

別表（第二条関係）

一 教育職員免許法の施行に関する事務

事務の内容	手数料の名称	単 位	額 (円)
一 教育職員免許法（昭和二十四 年法律第四百七十七号。以下この 表において「法」という。）第 五条第一項又は法第十六条第一 項に規定する普通免許状の 授与（法第五条の二第三項に規 定する新教育領域の追加の定め を含む。三の項において同 じ。）	略	略	略
二 法第五条第二項に規定する特 別免許状の授与	略	略	略
三 法第五条第五項に規定する臨 時免許状の授与	略	略	略
////////////////////			
六から八まで 略	略	略	略

(旧)

第一条から第六条まで 略

附 則 略

別表（第二条関係）

一 教育職員免許法の施行に関する事務

事務の内容	手数料の名称	単 位	額 (円)
一 教育職員免許法（昭和二十四 年法律第四百七十七号。以下この 表において「法」という。）第 五条第一項又は法第十六条の二 第一項に規定する普通免許状の 授与（法第五条の二第三項に規 定する新教育領域の追加の定め を含む。三の項において同 じ。）	略	略	略
二 法第五条第三項に規定する特 別免許状の授与	略	略	略
三 法第五条第六項に規定する臨 時免許状の授与	略	略	略
////////////////////			
六 法第九条の二第二項に規定す る普通免許状又は特別免許状の 有効期間の更新	教育職員免許状 有効期間更新手 数料	一人に つき	三,〇〇〇
七 法第九条の二第五項に規定す る普通免許状又は特別免許状の 有効期間の延長	教育職員免許状 有効期間延長手 数料	一人に つき	三,〇〇〇
八から十まで 略	略	略	略

<p>十一 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号。以下この表において「改正法」という。）附則第二条第二項に規定する免許状更新講習の課程の修了の確認及び同条第三項第三号に規定する免許状更新講習の課程の修了後文部科学省令で定める期間内にあることの確認</p>	<p>教育職員免許状更新講習修了確認等手数料</p>	<p>一人につき</p>	<p>三、〇〇〇</p>
<p>十二 改正法附則第二条第四項に規定する修了確認期限の延期</p>	<p>教育職員免許状更新講習修了確認期限延期手数料</p>	<p>一人につき</p>	<p>三、〇〇〇</p>
<p>十三 改正法附則第二条第五項に規定する免許状更新講習の受講免除の認定</p>	<p>教育職員免許状更新講習受講免除認定手数料</p>	<p>一人につき</p>	<p>三、〇〇〇</p>
<p>十四 六の項、七の項及び十一の項から十三の項までに掲げる事務に係る証明書を発行した旨の証明書の交付</p>	<p>教育職員免許状有効期間更新証明書等発行証明書交付手数料</p>	<p>一通につき</p>	<p>三五〇</p>
<p>十五 六の項、七の項及び十一の項から十三の項までに掲げる事務に係る証明書の書換え</p>	<p>教育職員免許状有効期間更新証明書等書換え手数料</p>	<p>一通につき</p>	<p>八七〇</p>